

茅ヶ崎市立鶴嶺公民館運営審議会
会長 貴島 義夫 様

茅ヶ崎市立鶴嶺公民館
館長 荒 名穂子

公民館が家庭教育を支援していくための方策について(諮問)

このことについて社会教育法第29条第2項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 検討を要する事項

公民館が家庭教育を支援していくための方策について

2 理由

現代社会の変化は目まぐるしく、すでに人口減少社会に突入した日本では、今後、少子高齢社会が世界にも類を見ないスピードで進んでいくことが予想されています。近年見られる、地域や家庭の変化も、こうした変化のうちの一つと考えられ、同時に進む核家族化、都市化といった傾向もあいまって、家庭教育^{*1}をとりまく環境もやはり大きく変化しています。令和2年と平成22年の国勢調査での茅ヶ崎市の動向をみると、10年間で、0～12歳の子を持つ世帯において共働き世帯^{*2}の割合が10%以上増加しています。そのような中で、茅ヶ崎市は令和5年に一般市で転入超過数が全国1位となり、転入者の中でも子育て世代が多いという結果が得られました。喜ばしい結果である反面、茅ヶ崎市における家庭教育支援の重要性が高まっているとも言えます。

家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭に教育の基盤をしっかり築くことがあらゆる教育の基盤として重要です。しかし、地域や家庭の変化による「親子・家庭・地域とのつながりの希薄化」の影響を受けて、周囲に相談できず悩んでしまうなどの子育ての孤立化や、多くの家庭教育に関する情報の中から適切な情報を取捨選択する難しさなど、家庭教育をとりまく様々な課題が見受けられます。このような現代社会においては、「親子・家庭・地域とのつながりの希薄化」には、地域ぐるみで取組む必要があると考えます。

以上の理由から、地域の社会教育の拠点である公民館が家庭教育を支援していくための方策について諮問します。

*1 家庭教育とは「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」(教育基本法第10条第1項)。また、家庭教育の意義としては、「家庭教育は、乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれ合いを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担っており、さらに、「人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力といったものも家庭教育の基礎の上に培われるもの」でもある(文部科学省、「つながりが 創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」、2012年)。

*2共働き世帯:父母共にフルタイムか否かは分けず就労している世帯

3 答申希望日 令和8年3月